

第33期町田市文化財保護審議会第2回会議 会議録

1. 開催日時：2025年11月6日（木） 午前10時00分～11時00分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎10階 10-5会議室

3. 出席者

委員 青柳由佳委員、石居人也委員、須田英一委員、浜田弘明委員、

八木橋伸浩委員

事務局 中村生涯学習部長、西久保生涯学習総務課長、杉本係長、坂本係長、

松崎主任、後藤主任、大塚主事、佐久間主事、本間主事

4. 報告事項

(1) 東京文化財ウィーク2025企画事業の実施について

(2) 自由民権資料館企画展「町田とお殿さま－江戸時代の領民と領主－」の実施について

(3) 「矢部八幡宮獅子舞を体験しよう」の実施結果について

(4) 日本石仏協会「石仏談話室」報告について

(5) 講演会「敷石住居址研究の100年」の実施結果について

(6) 町田市考古資料室特別開室「まっくうに会いに行こう！」の実施について

(7) 「旧荻野家住宅で能 Know!」の実施について

(8) 文化財修繕等の進捗状況について

①国重要文化財「旧永井家住宅」耐震診断

②東京都指定史跡「青木家屋敷」オチャバ修繕

③東京都指定有形文化財「妙福寺祖師堂」手すり設置

5. 議題

(1) 文化財の指定又は登録について

6. その他

(1) 次回の審議会について（2月開催予定）

<配布資料> 1 報告事項

2 新規市指定・登録文化財候補（案）

3 町田市文化財指定・登録基準

- 自由民権資料館企画展「町田とお殿さま－江戸時代の領民と領主－」チラシ
- 忠生子どもフェスティバル矢部八幡宮獅子舞紹介パネル
- 講演会「敷石住居址研究の100年」チラシ
- 町田市考古資料室特別開室「まっくうに会いに行こう！」チラシ
- 町田市文化財年報 2024年度

会長 皆さん、おはようございます。これから第33期町田市文化財保護審議会の第2回会議を開催いたします。

■報告事項

会長 それでは、本日の議事次第に従って進めていきます。

1番目として、報告事項がございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料1の報告事項を御覧ください。

1点目の東京文化財ウィーク2025企画事業の実施についてです。

東京文化財ウィークは、毎年度、東京都教育委員会が都内にある文化財をより身近に感じていただく期間として11月3日の文化の日前後に設定している事業です。今年度、町田市では自由民権資料館の企画展「町田とお殿さま－江戸時代の領民と領主－」と、講演会「敷石住居址研究の100年」を企画事業として挙げさせていただきまして、期間内に実施しております。

2点目は、企画展「町田とお殿さま」の状況です。自由民権資料館から状況の報告をいたします。

事務局 自由民権資料館の企画展「町田とお殿さま－江戸時代の領民と領主－」の概要を御説明させていただきます。

本企画展では、江戸時代の初めから明治初期に至る260年あまりにわたる旗本と知行所の人々との関係の移り変わりを、地域に残された貴重な史料を通じて紹介しております。

前期は10月4日から11月9日まで、後期は11月15日から12月21日の

予定で開催いたします。

1日平均30人ほどの方に来ていただきまして、現在のところ、合計で810名の方が来館されております。

企画展関連の企画については、記念講演会を2回、フィールドワークを2回、担当学芸員による展示解説を前期に3回、後期に3回予定しております。また、「お家の家紋をしらべて、特製缶バッジをつくろう」という企画を前期に2回、後期に2回開催する予定です。

事務局 続いて、報告事項の3点目です。市指定無形民俗文化財「矢部八幡宮獅子舞」のイベントを実施しました。

市内で指定されている無形民俗文化財は、お囃子と獅子舞を合わせて5つございまして、矢部八幡宮獅子舞はその中の一つになります。どの団体も、なり手不足が危惧される状況が続いておりまして、町田市としても後継者の育成に協力させていただいております。今回は忠生市民センターで行われる子どもフェスティバルにブースを設けさせていただいて、プロジェクトで演舞の動画の放映を行いながら、矢部八幡宮獅子舞の概要や活動を紹介するパネルの展示、獅子頭をはじめとする実際の道具の展示をしました。子ども向けの御幣作り体験講座も実施いたしました。

当日展示しました獅子舞の紹介パネルも参考として資料におつけしております。こちらは当課の職員が作成したものです。

また、ホールで保存会の方に演舞を御披露いただきました。ブースでは、小さなお子さんが獅子頭の顔が怖くて逃げていくような場面も多かったのが印象的ですが、合計で140人近くいらっしゃいました。御幣作りもカッターなどを使う作業なので少し難しいところもありましたが、14名体験していただきました。子どもたちを中心に、ふだん獅子舞になじみのない方々にも知っていただくよい機会になったと感じております。

4点目は、日本石仏協会「石仏談話室」に参加した御報告です。

こちらは会長にお話をいただき、日本石仏協会に佐久間主事が伺いまして、先日、町田市登録有形民俗文化財となりました天狗型道祖神の登録までの経緯や市内の道祖神の状況について報告させていただきました。

5点目は、講演会「敷石住居址研究の100年」の実施結果についてです。

国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡にて、日本で初めて縄文時代の敷石住居が発見さ

れてから今年で 100 年を迎えるということを記念して、高ヶ坂石器時代遺跡の整備に長く関わっていただきました山本暉久先生に、11月1日に御講演をいただきました。事前予約制でしたが、60名近くいらしていただきまして、御質問等も活発にいただき、盛況に終わっております。

6 点目は、今月 15 日に実施する町田市考古資料室の特別開室についてです。

夏休み期間中は、主に子どもたちをターゲットにした特別開室を 2 回実施しました。今回は特に対象の年齢は絞らずに、「まっくうに会いにいこう！」というサブタイトルで実施いたします。インスタグラムをフォローいただいた方にはまっくうのステッカーをお配りするという企画も御用意しております。

来館者へのアンケートにも、学芸員に詳しく質問をしてみたいという御要望が書かれていることもありますので、ふだん常駐していない担当の学芸員に自由に御質問いただけるような機会として御提供したいと考えております。

7 点目は、16日に開催される、東京都の名勝に指定されている薬師池公園内にあります東京都指定有形文化財「旧荻野家住宅」を活用したイベントの御紹介です。

こちらは、町田市在住の能楽師の方がいらっしゃって、能にまつわるお話と謡の体験、演舞の鑑賞ができるイベントであり、薬師池公園の関連イベントとして観光コンベンション協会が企画しています。まず野津田薬師堂でお話と謡の体験をした後に、18時頃から旧荻野家住宅の座敷で能の演舞が披露されるというイベントになっております。

8 点目は、今年度の文化財修繕等の進捗状況についてです。

(1) は、国指定重要文化財「旧永井家住宅」の耐震診断の進捗状況です。

こちらは、株式会社文化財保存計画協会に委託させていただきまして、8月から9月にかけて、構造調査や地盤調査等の現地調査を実施しました。工程は特に問題なく進んでおりまして、今後、解析を実施しまして、12月中に文化庁の視察を予定しております。今後も次年度以降の耐震補強計画案の策定に向けて調整を進めてまいります。

(2) は、民有の文化財である東京都指定史跡「青木家屋敷」のオチャバ修繕についてです。

オチャバは、お茶を作っていたとされる建造物で、史跡の構成要素となっており

ます。この建物が奥側に傾斜しております、雨漏り等による部材の腐食も進んでいる状況です。9月5日にA委員と当審議会前委員、文化財工学研究所の担当者の方と現地立会いを行いました、所有者の方の意向も踏まえながら、補強、修繕の方針について検討を行いました。

現時点では、部分揚屋をして傾斜の修正を目指し、添え柱、筋違を設置して補強する予定になっております。屋根もかなり雨漏りしている状況ですが、既存の波板の鋼板は残しつつ、新規で鋼板を打つなどして、破損が激しい箇所は添え木をして補強するという予定で動いております。11月中に工事着工して年度内の完了を目指しています。

(3) は、妙福寺さん御所有の東京都指定有形文化財「妙福寺祖師堂」です。

こちらは、所有者の方から管理上の安全性の確保のために、祖師堂に上がる階段に手すりを設置したいとの御相談がございましたので、東京都に許可の申請を上げまして、11月中に設置工事をされる予定です。

長くなりましたが、報告事項は以上になります。

会長 ありがとうございました。

多数の報告がございましたが、まず私のほうから1点、4番の日本石仏協会のこととで少し補足をしておきたいと思います。

現在、私は日本石仏協会で常任理事をしておりまして、このたび珍しい道祖神を町田市で登録文化財に指定したので、その由来や背景をもう少し詳しく知ることができたら良いだろうという背景があり、佐久間主事に報告をお願いしました。当日は、長年石仏を調べている方から質疑や御意見を多数いただき、今後の参考になる内容があったと思っております。

残念ながら、私は仕事の都合で終盤しか参加できなかったのですが、会員の方のお話を聞くと、非常にすばらしい報告だったということで、ぜひ今後も継続して研究を続けてほしいという御意見が多数ございました。

そのほか、御質問、あるいは御意見がございましたら委員の皆さんからお願いします。8点目については、A委員から何か補足等があれば、お願ひいたします。

A委員 私は、青木家屋敷のオチャバ修繕について事前の立会い調査を行いました。先ほど事務局の方からお話があったように、建物北側は湿気のため土台と柱下部が腐り、全体的に30センチほど下がっている状況です。北側のお宅から、建物が倒れ

てくるのではないかと御指摘が出るということもありますので、北側の部分を少し上げて修繕をして、なるべく水平を保つ方針です。工事は11月から3月にかけて行う予定となっております。

会長 写真で見ると大分荒廃しているように見えますので、早急に対策を取らなくてはならないのだと思います。引き続き、御協力をお願いいたします。

その他の項目で、何か御質問、あるいは御意見はございますか。

B委員 2番の自由民権資料館の企画展は、近年の自由民権資料館の企画とは少し違う、新しい方向性であると思います。来館されている方や講演会の参加者の方は、いつも来ていただいているような方なのか、少しテーマが違うということで、新しい方が取り込んでいるのか、いかがでしょうか。

事務局 初めての来館者が3分の1から半分ほどいらっしゃると感じています。この企画展に限らず、新しく来られる方が増えている印象はありますので、町田の歴史全体を伝える資料館としては良い方向に進んでいるのではないかと感じております。

B委員 ありがとうございます。私が自由民権資料館にいたときの感覚からすると、来館者数も好調であると思われます。

事務局 そうですね。資料内の写真は展示解説時のものですが、合計で20人以上聞きに来られていたかと思います。自由民権資料館としては新しい切り口の展示ですし、町田市としても、今まで提供してこなかった情報ということで、関心を持っていただいている方が多く、新しい層の方々にも伝えられていると感じています。

B委員 ありがとうございます。

会長 ほかに御意見、御質問等、何かございますか。

よろしいでしょうか。

土日の事業が多いので大変だと思いますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

■議題

会長 続きまして、2の議題に移りたいと思います。

前回の第1回会議で事務局から、新規の市指定・登録文化財候補として幾つか提案がございました。1件目が民権家の石阪昌孝関連のもの、2件目が昭和・戦争遺

跡関連として、法政大学構内の多摩送信所跡の遺跡等、3件目がその他ということで、香山園の説明がございました。

これらについて、事務局で追加の資料を作成していただきましたので、本日皆さんの御意見を伺いたいと思っております。まずは事務局から、各候補についての前回以降の追加や補足の事項がございましたら説明をお願いいたします。

事務局 1番の石阪昌孝関連の史跡について、前回会議からの追加や補足の説明をさせていただきたいと思います。

資料を4点御用意しました。年表形式の資料、旧公図の一部を撮影した画像、屋敷跡地及び墓地周辺の所有者の変遷についての表、石阪家の系図です。

まず、石阪昌孝という人物について御説明させていただきます。

石阪昌孝は、幕末からの名主であり、民権期に神奈川県の自由民権運動の中心人物として活躍しました。1回目の衆議院議員選挙で衆議院議員に当選し、関東の自由党を指揮するほどの立ち位置に上り、野津田では地元が生んだ偉人として、歌にも残っている人物です。

年表形式の資料からご覧ください。安政4年の家督相続から、この屋敷地の当主になりました。文久3年には、天然理心流の道場をつくったことが分かっています。明治6年に家族に関する調査が行われており、合計16人が住んでいたことが分かります。血縁者以外に、元旗本家から3人、家塾寄留、下男・下女という構成で、家に16人が住んでいました。

明治13年に北多摩郡野崎村（現三鷹市）、の吉野泰三という人物が訪ねており、手記に石阪家の様子を残しています。西洋風の庭園で芝生が養生されており、家の中には紅色のじゅうたんが敷かれていたと書かれており、文明開化の影響を受けている様子が分かります。

この頃には、息子の石阪公歴に一度家督を譲っていましたが、衆議院議員選挙に出馬するために地租納入額の基準を満たすため、明治22年に再相続をし、石阪昌孝名義に戻しています。名義を戻した後に、屋敷地を抵当に入れて借金をし、政治運動をしていましたが、明治37年に家産整理をした際に、抵当に入れている屋敷地を他人に売ってしまったことも史料で確認できます。

明治40年に昌孝が亡くなり、牛込区で葬儀をした後、5月2日に改葬を行っています。史料には埋骨式という呼び方で残っています。

10月14日に遺産相続の手続を済ませ、長男公歴と次女登志が土地の所有者になります。登志については、次女と書いてあるものと、三女と書いてあるものがあります。次女が早く亡くなっていたということも考えられますが、確認は取れていません。

この際、長女の美那は相続者になっていませんが、大正2年に石阪昌孝の妻やまが亡くなった直後に、一度売却した屋敷地周辺の土地を美那が再購入し、分筆をしていきますが、恐らく墓地の整備をするためであったと考えられます。

大正2年5月27日に、墓のある場所を墳墓地として登記し、大正7年に墓への参道を道のように分筆しています。その後、分筆して余分になった土地という判断であるのか、一部の土地を再度売却します。

旧公図を見ていただくと、中央にある赤く塗っていない道状のものが分筆で参道とした部分です。左下の赤く塗ってある箇所から右上に向かって参道が伸びており、その先の四角い場所が墓地です。

途中までは、石阪昌孝の屋敷地に上るための道であり、その先が分筆によって新たに道として造られたと考えられます。登記は畠ですが、恐らく参道として造ったと考えられます。

屋敷跡地及び墓地周辺の所有地の変遷についての表では、土地台帳がつくられた当初の所有者からの土地の移動を整理しています。明治22年に公歴から昌孝に相続をし直し、明治40年に昌孝が亡くなった後に、子どもたちが相続しました。その後に土地の大部分、墓のある場所も一度売買され、屋敷地と一部だけが残っている状態でした。灰色の部分は分筆で途中から筆が増えた土地になります。

また、昌孝の生家に、美那の名前で土地売買契約書の下書きが残っています。それによると、明治40年に一度土地を売った後、5年後に買い戻す条項が入っている契約であったと読みます。公歴は渡米しているので、代わりに美那が買い戻し、さらに買い戻してから5年以内に再度売ると書かれていますが、こちらについてはまだきちんとした確認が取れていません。現時点では、大正2年から7年の間に、屋敷地から墓地に行くまでの土地整備をしていることが確認できています。

現在は、ほぼ町田市が所有している土地ですが、墓地の部分は、既に亡くなっている美那の登記のままです。

年表形式の資料の2ページ目の下に写真があります。前回会議で、現町田ぼたん

園の写真について、写真右奥に屋敷地があったと説明してしまったのですが、再度土地台帳と比較したところ、写真の手前側が宅地として登記されていたので、こちら側に屋敷地があったと考えられます。1975年の写真を見ると、左下だけ畠ではないと思われますので、そこが分筆した境であると推測されます。全体が宅地であったのを分筆して畠に登記変えし、畠として使っていたのが奥側であると考えられます。

3ページ目の左上の写真は、現在は畠のあぜ道のようになっていますが、当時は石阪昌孝の屋敷に入る道であったと考えられます。この道を登ると右上の写真の現ぼたん園内の屋敷跡地につながります。

屋敷地内を分筆されていた参道と思われる坂道をさらに登ると、フェンスと扉があり、ぼたん園の外に出て、目の前に墓があります。参道の坂道は、今は草木が生い茂っていて登れない状態ですが、ぼたん園として整備した当初は上がるようになっていました。

墓の現況は右下の写真で、墓地の周りは、現在も美那の登記のままであります。相続がされていませんので、今後ここを文化財として指定、もしくは登録する際には、相続の権利を持っている方との交渉が必要になります。

系図をご覧ください。2家の系図になっていまして、左側の中ほどに昌孝の名前があり、その子どもが美那、公歴、登志の3人です。墓地周辺は美那の登記になっていますので、この系図を見ると4人が相続者となります。しかし、4人とも、恐らく既に亡くなっていますので、このお子さんの世代、もしくはさらに下の世代まで突き止めていくことになります。現在、自由民権資料館では、4人のうち西城家と堀越家の現当主とはお付き合いがありますので、そこから当たっていくことは可能と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

事務局　屋敷跡地は、現在市の公園緑地課で管理しております、ぼたん園という施設になっております。先日、公園緑地課の担当者に同行いただきまして、屋敷跡地周辺の現地の状況を確認してまいりました。現在、ぼたん園内には市の教育委員会が2000年頃に設置した案内板が立っており、屋敷跡地である旨の簡単な説明が確認できます。

ぼたん園内には、北村透谷と石阪昌孝の長女美那が会って恋に落ちたことを記

念した民権の碑も建っています。お墓に入る道にも、民権の森の案内看板が市によつて設置されています。

屋敷跡地の所管部署の公園緑地課は、現状変更等に制限があることを懸念しており、指定文化財ではなく、登録文化財であれば良いだろうという印象でした。

昌孝の墓は、所有者が美那さんから変更されていませんので、相続者の方に御意向をお伺いする必要があります。また、野津田の町内会が墓地の管理をされていますので、そちらの御意向も確認を進める必要があります。

先に挙げさせていただいている3つの候補の中で、石阪昌孝関連の史跡は、市の管理地ということもあり、比較的調整が進めやすいため、指定又は登録文化財とする候補の中心になると考えております。

以上の通りご説明させていただきましたが、現地の状況を実際に見ていただくと委員の皆様にも御理解いただきやすいと考えておりますので、もしよろしければ、日程調整の上、現地の視察も企画させていただきたいと思います。

説明は以上です。

会長 ありがとうございました。

前回、候補が3件挙げられましたが、そのうちの1件、石阪昌孝関連の史跡について、詳細な報告をいただきました。もし指定になると、墓地の所有者の確認や、管理者の意向の確認が必要になりますので、もう少し今後、事務手続が必要になるかと思います。屋敷跡地や民権の碑は市の所有地ということですので、これらは手続きやすいかと思います。

ただいまの報告について皆さんから御意見、あるいは御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

一番こちらにお詳しいと思います、B委員から、何かございますか。

B 委員 参道として分筆されている土地は、ばたん園の中で道として生かされていたところと重なっているということでしょうか。

事務局 そのように考えられます。きちんと確認ができていませんが、恐らく地形上もそのようになっていたと推測されます。

B 委員 市がばたん園として整備していく中で、何らか事情を承知していて道として生かしたということですか。

事務局 そちらについては、現在の公園緑地課の職員も確認できていないようですが、

恐らく承知していたと考えられます。現在芝生になっている場所は参道らしさが見受けられませんが、少し古いゼンリンの地図を見ると、既に道がなくなっているにもかかわらず、途中まで参道のように点線があるので、名残であると考えています。

B 委員 現在では、その道に草木が生い茂ってしまっているのですね。

事務局 メンテナンスを十分にし切れなくなっているのかもしれません。

B 委員 分かりました。

墓地の周りだけ美那の登記が残っているということですが、残っている部分は、お墓を囲っている4つの石柱の範囲でしょうか。

事務局 もう少し広く、墓の周辺も含まれています。少し離れた四隅に杭が残っていますので、恐らくその範囲であると考えられます。

B 委員 大正8年に美那が屋敷地周辺を再度売却しているということですが、これはどちらに売却したかも分かるのですか。

事務局 全て土地台帳で確認ができます。

B 委員 現在では、屋敷跡地周辺部分は市の所有地になっているのですか。

事務局 ほぼ市の所有地ですが、墓地の周りは個人所有の土地がまだ残っている可能性があります。

B 委員 野津田神社方面から墓まで歩いていくことができると思うのですが、その途中に私有地があるということですか。

事務局 私有地が少し残っていたり、東京都の所有地になっていたりしますが、地元の七国山自然を考える会が山林として管理をされています。

B 委員 指定や登録をすると、見学していただけるように整備することになると思いますが、その場合は、ぼたん園からのルートを生かす可能性が一番高いのですか。

事務局 ぼたん園からの道に関しましては、ぼたん園に有料期間があるために柵ができ、通りづらくなってしまったのだと考えられます。したがって、有料期間についての問題がどうしても生じてしまいます。

事務局 10年ほど前までは、警備員に常駐していただいていましたが、現在は開園時に開けるだけで、常駐はしていないようですので、開放しておくことにためらいがあるかもしれません。現在は、ぼたん園の入り口付近からフェンスの外側を回っていただくルートで、公園緑地課ではなく、恐らく地元の方々が案内をしています。

野津田神社方面の案内板は、公園緑地課が立てたようです。

B 委員 ぼたん園脇からのルートも、今は案内があるのです。

事務局 道しるべが立っています。

B 委員 何度か学生を連れて行きましたが、ぼたん園側からはあまり行かず、いつも野津田神社方面から行っていました。分かりました。ありがとうございます。

会長 墓地は、指定又は登録後に、市民が多数見学に行かれる可能性があるので、そのルートの確保は、今後の課題であると思います。

C委員から、何かありますか。

C 委員 今回懸案になっていた中から石阪昌孝関連を特に取り上げたということの説明も非常によく分かりましたので、これで進めていただくのが一番現実的かと思いました。ただ、屋敷跡地と墓の2つを一緒にして扱うに当たっての名称等は悩ましいと思う部分があります。町田ぼたん園の屋敷跡地については旧跡なのか、墓はどの区分にするべきかなど、少々悩ましいというのが、現在のところの実感です。

会長 ありがとうございました。

D委員から、何かございますか。

D 委員 今のお話は、旧跡等の指定の区分が名称に関わることですか。もしくは、名称によってどのように扱うかが悩ましいということですか。

C 委員 例えば、屋敷跡地で指定又は登録をし、それに墓を附というわけにいかないですし、2つが別件のように見えますので、どのように扱うのが一番いいかと悩みます。

D 委員 関連するものとして扱うことに関してですね。

C 委員 はい。

事務局 資料3の町田市文化財指定・登録基準の指定基準を御覧いただくと、4ページ目に町田市指定史跡について、「次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの」とあり、ここに「墓及び碑」がございます。屋敷跡等もございますが、今回の場合は、屋敷跡は全く残っておりませんので、こちらは次の6の町田市指定旧跡というところ、「遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの」に該当すると考えております。お墓については、史跡なのか、もしくは旧跡の(2)「著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの」という区分もござ

いますので、(2)相当として、屋敷跡とお墓を併せて旧跡とするのかということも御検討いただきたいと思っております。

C 委員 お墓だけだと史跡になると思いますので、附というより一括にして、旧跡にするということが落としどころかと個人的に思います。

会 長 私も指定するのであれば一括のほうが良いと思います。これまで、他のものと組み合わせて指定や登録をしたという事例はあるのでしょうか。例えば、この場合のように、史跡と旧跡の複合的なものはないのでしょうか。

事務局 町田市にはございません。

会 長 もし1つの指定又は登録件名にするのであれば、C委員からもお話が出たように、旧跡等にまとめて一括指定、もしくは登録がいいのではないかと私も個人的に思います。本日の結論としては、この石阪昌孝関連の物件を指定又は登録文化財にするという方向性の決定まででよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会 長 前回より細かい資料が提示され、指定や登録をする場合の課題については、かなり明らかになってきたと思われますので、前進させるには適当な候補物件であると思います。

また、ぼたん園は有料期間があるということで、屋敷跡だけ見たいという市民の申出があった場合の対応なども検討課題であると思います。

事務局 ゴールデンウィーク前後のボタンが咲いている時期が有料期間になります。

会 長 見学が有料の文化財もありますので、それを踏まえれば問題ないと思うのですが、市民の意向としては、この時期だけ有料であるのは運が悪いと思う方もいらっしゃるかもしれません。

C 委員 この時期だけ有料です、ときちんとおことわりすればよいでしょうか。

会 長 いかがでしょうか、ほかに何か御意見はございますか。

本日の全体的な意見としては、屋敷跡と墓とは分けず、一括で石阪昌孝関連の史跡、旧跡ということで指定又は登録の準備を進めていくということかと思います。

指定にするか、登録にするかは、その土地の所有者の権利関係や管理者の意向の確認、あるいは公園緑地課の確認も必要だと思いますので、それらを踏まえて、今後の検討課題になると思います。

もし事務局のほうで、確認しておきたいことがあれば、さらに審議したいと思い

ますが、いかかでしょうか。

事務局 事務局としては、石阪昌孝屋敷跡とお墓を中心に今後進めさせていただきたいと考えております。先ほど申し上げました現地視察ですが、御都合がつく日があれば皆さんに御案内させていただきたいと考えておりますので、また別途、メールで日程調整をさせていただきます。

2と3の候補で挙げさせていただいているそれぞれの物件ですけれども、2の（1）多摩送信所跡についても貴重な遺構であると思いますので、順次、こちらの検討もさせていただければと考えております。

3の香山園は、公園緑地課が整備を完了させてオープンしたばかりというところで、公園緑地課としては、少し様子を見たいという考え方もあるようですので、御報告をさせていただきます。

会長 ただいま事務局から御提案がありましたが、石阪関連史跡の現地視察ということで、後日、日程調整に御協力をお願いしたいと思います。

また、前回候補に挙がりました戦争遺跡関連について、可能であれば前に進めたいと思うのですが、多摩送信所跡は、恐らく法政大学との協議が必要になってくること、それから、お召しホームについては、JRと協議が必要かと思われますし、戦車道路につきましても、恐らく東京都や道路関係の部署との調整が必要になると思いますので、年度内に早急に指定又は登録を進めるということは少々難しいのかと思います。次の候補として進めていくのが妥当かと個人的に考えております。

それから、3件目の香山園については少々難しそうであるということなので、一旦保留ということにせざるを得ないと思います。

したがって、石阪関連の史跡が中心になると思いますが、年度内の指定、もしくは登録という方向で進めていくのでしょうか。

事務局 お墓の土地の所有者の権利関係や管理者の意向の確認等の進捗にもよると考えています。また、公園緑地課から、来年度、ばたん園が指定管理になるというお話をいただいておりますが、指定、もしくは登録していくという方向性が分かれば、その旨を管理者に伝え、進捗を適宜報告しながら進めていくことはできるということでした。したがって、年度内に必ず指定、登録をしなければならないということではないですが、会期が2年ですので、この会期中には指定又は登録をしたいと考えております。

会長 分かりました。このほかにも候補はあると思いますので、隨時、委員の皆さんからも御提案をいただきたいと思います。現在のところで、候補案があれば、御提案いただきたいと思いますが、何か想定されるものはございますか。

なかなかこの場では出ないかもしれません、2月が次回会議の開催予定ですのでもし候補物件があれば御提案いただきたいと思います。あるいは事務局のほうにメール等で連絡をしていただくと良いと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

本日の議題の指定又は登録に関しては以上でよろしいでしょうか。

もしその他に御異論、御意見がないようであれば、3のその他に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

■その他

会長 その他について、事務局からお願ひいたします。

事務局 その他、次回の審議会についてです。

次回の第3回会議は、2月に開催を予定しております。対面での会議を予定しておりますので、また日程の調整をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

先ほどの現地視察についても、別途、メールにて調整させていただきますので、御協力よろしくお願ひいたします。

会長 この視察は、次回の2月に併せてということですか。あるいは別途、行うということですか。

事務局 次回会議より前に、もし皆さんの御予定が合えば、会議とは別で御依頼させていただきたいと思います。

会長 分かりました。

事務局 年内であれば、自由民権資料館で企画展「町田とお殿さま」を実施していますので、ぜひそちらも御覧いただきたいと思っております。

会長 最後になりますが、委員の皆さん、もしくは事務局から何かございますか。特にないようであれば、予定しておりました議事内容はこれで終了となります。それでは、本日の審議会はこれで閉会にしたいと思います。